

役員報酬規程

社会福祉法人 愛光会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛光会 定款第8条及び第14条により役員報酬に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(役員定義)

第2条 この規程でいう役員とは、定款第5条に規定された理事及び監事並びに定款第16条に規定された評議員をいう。(以下「役員」という。)

(役員報酬及び手当)

第3条 この規程において報酬とは、役員が職務執行した対価として支払う金銭をいう。

2 理事長が法人及び施設運営のために、その業務に従事した場合は、別表1に掲げる報酬及び法人給与規程に準じ通勤手当を支払うことができる。

3 役員が役員会・監事会・内部監査・法人内合同行事「わくわく大会」・監事等研修会・法人内保護者並びに役職員合同研修会・第三者委員会合同会議・人権擁護実態調査・虐待防止及び相談・苦情等解決担当者研修等の出席以外で、法人及び施設運営のために、その業務に従事した場合は別表1に掲げる報酬を支払うことができる。

(賞与及び退職金)

第4条 賞与と退職金は、支給しない。

(休日及び勤務日等)

第5条 第3条第2項の理事長の出勤日及び就業時間については次の通りとする。

休日	土曜日、日曜日、国民の祝日及び国民の休日、理事長が申し出た日
勤務日	休日以外の日
勤務時間	9:00～12:00 ただし、業務上、勤務が必要な前項以外の日及び時間は、勤務するものとする。

(業務内容)

第6条 理事長の出勤日における業務内容等については別表2の通りとする。

(出張時の取り扱い)

第7条 出張時の報酬については、別途定める社会福祉法人愛光会本部役員用旅費支給規程によるものとする。ただし、理事長のみ本規程の報酬と旅費実費を支給し、旅費支給規程にある日当は支給しない。

(報酬の支払い方法)

第8条 報酬は、前月21日から当月20日までの分について、当月25日(支払日が金融機関の休みと重なった場合は、支給日に最も近い金融機関の業務日)にその金額から政令で定めるところにより控除すべき金額を控除して支払う。

(適用除外)

第9条 施設・事業所の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、平成28年 4月 1日より施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

役員報酬等の額

職 名	報 酬
理 事 長	4, 0 0 0 円 (時 給)
理事・監事・評議員	7, 0 0 0 円 (日 給)

別表 2 (第 6 条関係)

理事長の業務内容

1. 各施設長並びに各事業所長を除く職員の任免に関する事。
2. 事務局長、事務長、嘱託医師等外部専門職員の委嘱に関する事。
3. 機関誌並びに諸委員会に関する事。
4. 会計責任者及び出納責任者の任免に関する事。
5. 職員の初任給及び昇給昇格に関する事。
6. 役員の出張命令及び復命に関する事。
7. 役職員の海外出張、研修に関する事。
8. 海外よりの研修生受入れに関する事。
9. 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事。
10. 債務の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
11. 設備資金の借入れに係る契約であって予算の範囲内のもの。
12. 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。
ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
ウ 緊急を要する物品の購入等
エ 契約金が 5 0 0 万円未満の契約に関する事。
13. 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。
ア 運用財産のうち 3 0 0 万円未満のもの処分に関する事。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
14. 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。
ア 運用財産のうち 3 0 0 万円未満のもの処分に関する事。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
15. 予算上の予備費の支出及び予算に定めた区分の金額の流用に関する事
16. 施設整備及び機能を利用する事業の受託に関する事。
17. 役職員の表彰及び褒賞に関する事。
18. 職員の制裁に関する事。
19. 利用者の日常の支援に関する事。
20. 利用者の預り金の日常の管理に関する事。
21. 利用者の相談・苦情解決に関する事。
22. 利用者に対する虐待防止等人権擁護に関する事。
23. 寄付金の受入れに関する事。但し、法人運営に重大な影響があるものを除く。
24. その他法人及び施設運営に重大な影響を及ぼさない法人の日常活動上必要な業務に関する事。